



# 佐賀県公報

平成20年  
1月18日  
(金曜日)  
第 13006号

## 目 次

### 告 示

(○印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更（一五・長寿社会課）一
- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧（二六・生産者支援課）一
- 道路の区域の変更（一七・道路課）一
- 道路の供用開始（一八・〃）二
- 開発行為に関する工事の完了（まちづくり推進課）二
- 佐賀西部地域森林計画及び佐賀東部地域森林計画（森林整備課）二
- 佐賀県警察本部府舎電力供給に係る一般競争入札（公告三）
- 競争入札の参加者の資格（〃）四
- 佐賀県警署事務課事項（公安委員会事項）

### 公 告

（まちづくり推進課）二

（森林整備課）二

（公告三）

（〃）四

加入区名	住 所	発 起 人	氏 名	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
佐賀市加入区	佐賀市嘉瀬町十五一三九	田中 武彦	田中 武彦	佐賀県有明海漁業協同組合
佐賀市西与賀町相応津九	副島 通			

### 二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
佐賀市加入区	公告の日から起算して十五日間	佐賀県有明海漁業協同組合

### ●佐賀県告示第十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成二十年一月十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類		名 称	所 在 地	変更年月日
旧	新	ショートステイ杏花苑		
花苑	特別養護老人ホーム杏	武雄市北方町大字志久 四五二八番地六	平成一九・一一・一	平成一九・一一・一

### ●佐賀県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月十八日から平成二十年二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

### ●佐賀県告示第十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届け出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の二のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

佐賀県知事 古川 康

康

## 佐賀県知事 古川 康

○△地

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 域		
	区 間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 武雄多久線	武雄市北方町大字大崎字道ノ辻 一一〇七番二地先から 二四二二番三地先まで	後	一五・〇 六・三	一一一九七・一
県道 武雄多久線	武雄市北方町大字大崎字道ノ辻 一一〇七番二地先から 武雄市北方町大字大崎字多リ谷 二四二二番三地先まで	前	一八・〇 五・八	一一一九七・一

## ●佐賀県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年一月十八日から平成二十年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区间	供用開始の期日
県道 武雄多久線	武雄市北方町大字大崎字道ノ辻一一〇七番二地先 から 武雄市北方町大字大崎字多リ谷二四二二番三地先 まで	平成二〇〇一・一・一八

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により佐賀西部地域森林計画を定め、同条第4項の規定により佐賀東部地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり当該地域森林計画を縦覧に供します。

平成20年1月18日

佐賀県知事 古川 康

縦覧する森林計画	縦 覧 场 所
佐賀西部地域森林計画	佐賀県県土づくり本部森林整備課 唐津農林事務所及び伊万里農林事務所 唐津市役所及び伊万里市役所 玄海町役場及び有田町役場
佐賀東部地域森林計画 変更計画	佐賀県県土づくり本部森林整備課 佐賀中部農林事務所、鳥栖農林事務所、武雄農林事務所及び鹿島農林事務所 佐賀市役所、鳥栖市役所、多久市役所、武雄市役所、鹿島市役所、小城市役所、神埼市役所及び嬉野市役所 吉野ヶ里町役場、基山町役場、みやき町役場、上峰町役場、 大町町役場、江北町役場、白石町役場及び太良町役場

## ○ 入札概要

佐賀県警察本部が発注する佐賀県警察本部庁舎の電力供給契約に係る競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

平成20年1月18日

佐賀県知事 古川康

### 1 調達をする物品の種類

電力

### 2 資格審査の申請時期

平成20年1月18日(金)から平成20年2月8日(金)までとします(その後も隨時受け付けを行いますが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。)

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書(以下「申請書」という。)は、佐賀県庁のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からダウンロードできます。また、佐賀県出納局用度管財課用度担当(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194)において随時配布します。

#### (2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。

#### ア 営業概要書

イ 業種及び取扱品目届  
ウ 使用印鑑届

エ 委任状(支社等に入札等の権限を委任する場合)  
オ 登記簿謄本(発行日から3箇月以内のもの)

力 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書  
キ 県税に未納の額がないことを証する書類(申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの)

ケ 地方消費税納税証明書(申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの)

ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類  
コ 返信用封筒(長形3号)に80円切手をはり、あて名を記入したもの  
サ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ なお、添付書類で外国語により作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外國貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### 4 入札に参加することができない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの
- (2) 次のいずれかに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による

	<p>監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていな い者</p> <p>5 資格及び資格審査</p> <p>次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合 は実態調査を行います。</p> <p>(1) 事業の経営状況</p> <p>申請書を提出しようとする日(以下「審査基準日」という。)前1年間 (営業開始後1年を経過していない者にあっては営業開始日から審査基準 日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経 過していないものにあっては営業再開日から審査基準日の前日までの間) における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金 融機関における信用度合</p> <p>(2) 経営の規模</p> <p>審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況</p> <p>(3) 契約の履行実績</p> <p>審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合</p> <p>6 審査結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。</p> <p>7 資格の有効期間及び更新手續</p> <p>入札参加資格の有効期限は、その資格を認定した日から平成21年12月31日 までです。</p> <p>8 入札参加資格の取消し</p> <p>4の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者 については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、</p>	<p>支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様と します。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成20年1月18日</p> <p>収支等命令者 佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 名称 佐賀県警察本部庁舎電力供給</p> <p>(2) 特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 供給期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>(4) 供給場所 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部庁舎</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ ントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者である かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に 記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の 資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入 札参加資格を有する者であること。</p>
--	--	---

<p>3 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上提出すること。</p> <p>(1) 申請書の入手先</p> <p>申請書は佐賀県庁のホームページ（<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>）からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。</p> <p>(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先</p> <p>佐賀県出納局用度管財課用度担当 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7194</p>	<p>7 契約条項を示す場所</p> <p>6 の部局</p> <p>8 入札説明書の交付方法</p> <p>次の期間及び場所で随時交付します。</p> <p>(1) 期間</p> <p>平成20年1月25日（金）から同年2月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所</p> <p>6 の部局</p> <p>9 仕様等に関する質疑応答</p> <p>(1) 仕様等に質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成20年2月18日（月）から同年2月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の部局まで持参し、又は郵送すること。</p> <p>(2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成20年2月27日（水）から同年3月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、6の部局において閲覧に供することにより行うものとします。</p> <p>(3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。</p>
<p>10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>11 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所</p>	<p>郵便番号 840-8540</p> <p>佐賀市松原一丁目1番16号</p> <p>電話番号 代表 0952-24-1111（内線2253）</p>

	6 の部局
(2) 受領期限	(1) 金額の記載がない入札
平成20年3月14日(金)午前11時	(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 提出方法	(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
直接持参し、又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着)するこ と。	(4) 所定の場所及び日に到達しない入札
12 開札の日時及び場所	(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
(1) 日時	(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
平成20年3月14日(金)午後2時	(7) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者及び虚偽の申 請を行った者がした入札
(2) 場所	16 落札者の決定方法
佐賀県警察本部庁舎別館1階入札室	(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した 者を落札者とします。
佐賀市松原一丁目1番16号	(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当 該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該 入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、 これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとし ます。
13 落札者がない場合の措置	17 その他
開札をした場合において、落札者がないときは、別に定める日時に再度の 入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立 会っている場合にあって、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再 度入札を行います。	(1) 契約書の作成を要します。
14 入札保証金及び契約保証金	(2) 入札に参加する者は、参加に当たつて知り得た個人情報、事業者の情報 規定により免除します。
(1) 入札保証金	(3) その他詳細は入札説明書によります。
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の 規定により免除します。	(4) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に關 する協定の適用を受けます。
(2) 契約保証金	(5) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る平成20年度予算が成立しない 場合は、無効とします。この場合は、佐賀県公報により公告します。
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。	
15 入札の無効	
次に掲げる入札は、無効入札とします。	
なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、 これに加わることができません。	

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Saga Prefectural Police Headquarters Building.
- (2) Delivery period : From 1 April 2008 through 31 March 2009.
- (3) Delivery place : Saga Prefectural Police Headquarters Building.
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 AM, 14 March, 2008.
- (5) Contact Point where Documents for tendering a bid are available : Finance Section, Police Administration Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara Saga-City, Saga-Prefecture, Japan, 840-8540, Tel : 0952-24-1111

申購  
込読  
先料  
一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者  
平成二十年一月十八日印刷及び発行  
佐賀県知事  
古川康行

印刷定日  
毎週月曜日  
株古川総合印刷